

憲法9条についての考え方（メモ）

新藤 義孝

1. 国防規定・自衛隊（組織的側面）

国防規定の明記

我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つ（自衛隊法・事態対処法）



国防の担い手としての自衛隊の明記

2. 必要最小限度・専守防衛（行動的側面）

必要な自衛の措置

「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」
(砂川事件最高裁判決 (S34. 12. 16))

平和主義(9条1・2項)を基本原則とする憲法が自衛の措置を無制限に認めているとは解されない(S47見解)

必要最小限度・専守防衛

堅持

3. シビリアンコントロール

シビリアンコントロールの在り方

内閣総理大臣の指揮監督権

国会報告・承認その他の統制